

一般社団法人全信工協会会費等に関する規程

令和2年6月16日
総会規程第2号

(総 則)

第1条 一般社団法人全信工協会定款第7条に規定する入会金及び会費については、この規程の定めるところによる。

(会 費)

第2条 会員は、定款第45条に規定する会計年度毎に、会費を納入しなければならない。

(会費基準)

第3条 定款第7条に規定する入会金及び会費の基準は、別表のとおりとする。

(納入期限)

第4条 会費は、書面による請求に応じて原則として5月末までにこの法人の口座に振込むものとする。

(途中入会)

第5条 途中で入会した会員の入会金及び会費は、入会金については全額を、会費については入会月から年度末月の月数に相当する額を、請求書を受領した日から14日以内に納入しなければならない。

(細 則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年6月16日から施行する。

(別 表)

会 費 基 準

一般社団法人全信工協会会費等に関する規程第3条に定める会費等の基準は、
次のとおりとする。

1 入会金

(1) 正 会 員 100,000円

(2) 準 会 員 30,000円

2 会 費

(1) 正 会 員 60,000円

(2) 準 会 員 36,000円